

総務副大臣

馬場 成志 様

# 国の施策等に関する 提案・要望書

(令和6年7月)

鳥取県自治体代表者会議  
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	議	長	晋	一
鳥	取	県	市	長	会	長	義	彦
鳥	取	県	市	議	会	議	長	章
鳥	取	県	市	議	会	議	長	人
鳥	取	県	町	村	会	長	英	彦
鳥	取	県	町	村	議	会	議	長
鳥	取	県	町	村	議	会	議	長

## 地方分権の推進について

### 《提案・要望の内容》

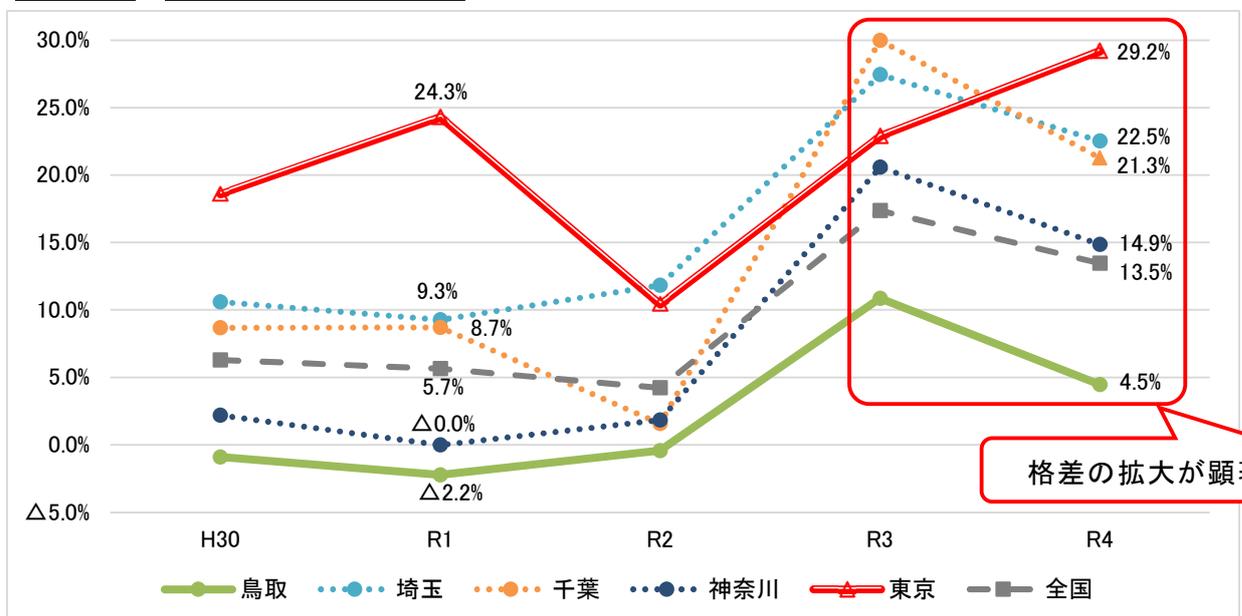
#### 地方税財源の充実・強化について

- 先行きが不透明な国際情勢や円安に伴う資材高騰、人口減少対策、激甚化・頻発化する自然災害への対応など、地方においては、引き続き必要な財政需要が見込まれることから、安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保するとともに、臨時財政対策債に依存することのない安定的で持続可能な地方財政を実現すること。
- 今後も増加する社会保障の財源を確実に確保するため、基準税率の引上げなどにより、これまで以上に地方交付税の財源保障機能を強化すること。  
あわせて、首都圏と地方部の財政格差が拡大傾向にある中、財源の多寡により行政サービスの地域間格差が生じないように、地方部の団体においても必要な財源が配分されるようにするとともに、個々の地方団体レベルでも一般財源総額を確保・充実するため、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。また、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- デジタル田園都市国家構想の推進に向け、地域の実情に応じた施策を地方が継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、「デジタル田園都市国家構想事業費」などの地方創生やデジタル実装を通じた課題解決に必要な経費を拡充・継続し、地方財政計画において必要な措置を行うこと。
- 近年の台風や集中豪雨等による大きな出水によって新たに発生・流出した土砂や流木等への対応が引き続き必要であることから、令和6年度までとなっている緊急浚渫推進事業債について令和7年度以降の延長を図ること。
- 消費税軽減税率制度の実施に伴い令和5年10月に導入された「インボイス制度」について、中小企業者等に混乱が生じないように実情を踏まえた対策をとること。

### 【参考】

#### 【一般財源（地方交付税含む）の状況】 ※H25 決算額からの増減率（鳥取県調べ）

近年、東京都の増加率が顕著に高まっている一方、首都圏を含めたその他の自治体では増加率が収縮。東京都との格差は拡大している状況。



## 《提案・要望の内容》

### 国の補充的な指示の適切な運用について

- 令和6年6月19日に成立した「地方自治法の一部を改正する法律」に盛り込まれた、国の地方公共団体に対する補充的な指示については、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されないことがないよう、衆・参両院の総務委員会において採択された本法に対する附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすること。

## 【参考】

### 「地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（抜粋）

（衆議院総務委員会附帯決議（R6.5.28）、参議院総務委員会附帯決議（R6.6.18））

- 三 生命等の保護の措置に関する指示を行うに当たっては、状況に応じて、あらかじめ関係地方公共団体等との協議を行うなど、事前に関係地方公共団体等と十分に必要な調整を行うこと。
- 四 生命等の保護の措置に関する指示については、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、個別法を制定又は改正するいとまがない場合であって、かつ、当該指示以外の措置では目的を達成することができないと認められる場合に限定してこれを行うようにすること。  
また、当該指示の内容は、目的を達成するために必要最小限のものとするとともに、地方公共団体の意見や地域の実情を適切に踏まえたものとする。

## 地方自治法（抜粋）

（生命等の保護の措置に関する指示）

- 第 252 条の 26 の 5 各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模及び態様、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る地域の状況その他の当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関する状況を勘案して、その担任する事務に関し、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置に関し必要な指示をすることができる場合を除き、閣議の決定を経て、その必要な限度において、普通地方公共団体に対し、当該普通地方公共団体の事務の処理について当該生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。
- 2 各大臣は、前項の規定により普通地方公共団体に対して指示をしようとするときは、あらかじめ、当該指示に係る同項に規定する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関する状況を適切に把握し、当該普通地方公共団体の事務の処理について同項の生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置の検討を行うため、第 252 条の 26 の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による当該普通地方公共団体に対する資料又は意見の提出の求めその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 国民の政治参加の促進について

### 《提案・要望の内容》

- 投票率の低下や無投票が多数生じている状況を踏まえ、郵便等投票の対象者の拡大、インターネット投票の導入に向けた検討など、これまで以上に有効な政治参加の促進対策の検討を行うとともに、市町村による投票所等の増設や移動支援の取組を一層促進すること。
- 投票所の減少に歯止めをかけるため、投票立会人の人数に係る要件を緩和するとともに、デジタル技術を活用したオンラインでの立会いなど、各自治体が地域の実情に応じて柔軟に投票所管理体制を整備することができるようにすること。
- 各自治体独自で行う投票率向上・政治意識向上のための取組に対し、財政措置を含めた支援を検討すること。
- 同一日の別の選挙で同姓同名の候補者が生じた場合等に選挙管理委員会の裁量による投票所の工夫を認めるなど、有権者の混乱を避けるための対応について早急に検討を行うこと。
- 日本のジェンダー・ギャップ指数（政治分野）は世界でも下位にあり、政治分野での女性の参画は進んでいないことから、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」について、真に実効性がある方策を講じること。
- いずれの選挙においても投票率の低下が著しい現状を踏まえ、小・中・高等学校において主権者教育・政治教育に正面から向き合い、実効性のある具体的な投票率向上の方策を講じること。あわせて電子投票等、若者も選挙に参画しやすい環境づくりを強力に推進すること。

### <参考>

#### 1、投票率向上・政治意識向上の促進について

- 選挙は、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることができる最も重要な機会であるが、近年全国的に投票率が低下傾向にあり、鳥取県においても、令和5年の知事選挙及び県議会議員選挙においていずれも過去最低を記録するなど、深刻な状況となっている。

#### 【鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員選挙における投票率の推移】

区分	H19年	H23年	H27年	H31年	R5年
知事選挙	61.46%	59.11%	56.96%	53.09%	48.85%
県議選挙	62.03%	60.55%	57.46%	52.70%	49.15%

- 改選定数に占める無投票当選者数の割合についても、鳥取県において、直近の改選時期における無投票当選者数の割合は、県議会議員選挙では11.4%、町村議会議員選挙では34.9%となるなど、地方議員のなり手不足も深刻化している。
- 各自治体では、選挙時の各種啓発活動や期日前投票所の増設、投票所への移動支援などの利便性・投票環境の向上を図り、また、常時啓発として選挙出前授業等の主権者教育に鋭意取り組んでいるが、投票率の向上への効果は明確には見られていない。
- 本県では、令和5年度に『投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会』を立ち上げ、県民の政治参加意識の向上のための主権者教育や安心して大切な一票を投じることのできる投票環境の向上、地方議会議員のなり手不足などの課題について提言をいただいた。

## 2、県内の投票所数の推移

○県内の投票所数は、平成8年衆議院議員選挙の581か所をピークに低下を続け、直近の統一地方選挙では359か所まで減少。

### 【県内の投票所数の推移】

	ピーク時	合併前	合併期	合併後			現在
	H8 衆	H16 参	H17 衆	H19 統一	H19 参	H21 衆	R5 統一
県全体	581	570	567	513	492	431	359

## 3、オンライン投票立会について

- 『投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会』での有識者意見をもとに、本県ではオンライン投票立会の仕組みを導入した。
- 当初は慎重な姿勢だった総務省も、オンライン投票立会を容認しつつ、実施する上での留意点を示した通知を発出した。
- 最初のオンライン投票立会を予定していた智頭町長選挙及び智頭町議会議員補欠選挙は無投票となったものの、以下の2町が導入を予定している。
  - ・江府町：本年7月の町長選挙及び町議再選挙
  - ・南部町：本年10月の町長選挙及び町議一般選挙

## 4、投票における候補者の混同防止について

○氏名による投票という制度において、選挙人の意思が正確に反映される投票を担保することは当然の要請であるが、同日に行われる別々の選挙において氏名及び党派が同一の候補者がある場合に、有権者による候補者の混同を防止するための措置が十分ではなく、この度の統一地方選挙において、誤って投票したと申し出る選挙人も生じるなど、公正な選挙の執行に疑義を生じかねず、制度不信による政治離れも懸念されるところである。

### 【実際にあった有権者の声】

- ・投票所の氏名掲示などが候補者を特定しづらく間違いが生じやすい環境だった。投じたい候補者へ安心して一票を投じられるような改善を考えていただきたい。
- ・知事選挙の候補者が県議会議員選挙にも立候補するものと勘違いした。自分以外にも同じように間違えて投票した人がたくさんいるはずだ。
- ・県議会議員選挙の投票で知事選挙の候補者と間違えて投票した。投票を取消すことはできないのか。